東久留米市医療的ケア児の受入方針（案）

資料４－２

１．目的

医療的ケア児が安全に支援を受けられ、またその保護者が安心して支援を受けられるよう、適切な環境を整え、保育所、小中学校、学童保育所、児童発達支援センター等（以下「対象施設」という。）において受入れを進めることを目的とします。

２．定義

（１）「医療的ケア」　人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、導尿その他の医療行為をいう。

（２）「医療的ケア児」　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（１８歳未満の者及び１８歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう。）をいう。

３．受入れの要件

　（１）主治医により、対象施設における集団生活が可能と認められ、引き続き医療機関との連携がとれること。

（２）家庭での生活において状態が安定していること。

（３）医療的ケアが日常生活の一部として保護者および児童に定着していること。また、その行為によって事故や感染症が起こりにくいと主治医に判断されていること。

４．医療的ケアの実施について

医療的ケアの実施に際し、主治医より原則以下の項目について診療情報提供してもらう。

・疾患名

・現在の疾患の状況

・医療的ケアが必要になった経緯

・必要な医療的ケア

・対象施設に実施依頼する医療的ケア

・医療的ケアを行う上でのリスク

・集団での活動が適切かどうか、集団生活を過ごす上での注意点

・必要に応じ、主治医との面談を行うものとする。

５．対象施設での集団生活の検討

医療的ケア児の対象施設の利用にあたっては、会議体を設け、当該児童に関する「５．医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報等に基づき、対象施設において医療的ケアを安心、安全かつ適正に実施することが可能か必要な事項を検討し、受入れについて判断する。

６．受入時期

医療的ケア児が集団保育のなかで、安全、安心して適正な医療的ケアを受けられる環境が整った後に受入れを開始することとする。

７．受入体制

医療的ケアは、保護者の理解及び同意のもと、原則として看護師等必要な資格を有する者が実施することとし、事前に実施する者を決めておくこととする。また、保育士、教職員等と相互に協力し、医療的ケア児の主治医、医療機関とも情報を共有しながら医療的ケアを実施する。

８．医療体制

医療的ケアの実施にあたり、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医等の協力を得る。また、緊急時に備え、医療的ケアを実施する対象施設は保護者及び主治医と協力し、事前に緊急時などの対応や搬送先の病院等を決めておく。

９．医療的ケア児等コーディネーターとの連携

　　医療的ケア児等コーディネーターは、必要に応じて、「５．医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報に基づき、「６．対象施設での集団生活の検討」により設置した会議体において、対象施設での集団生活における医療的ケアの実施の方法や、医療的ケア児への対応、クラス運営等について助言を行う。

１０．対象施設におけるガイドライン等の制定

　　対象施設の設置者は、当該施設における医療的ケア児の受入れ及び医療的ケアの実施について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続等についてガイドライン等を制定するものとする。